

平成28年度 確定給付企業年金の監査（書面・実地）における具体的指摘事項について（抜粋）

項目	指摘事項	根拠条文等
加入者に関する事項	加入者及び受給権者に係る資格喪失及び諸変更に係る届出は、施行規則第23条、第23条の2及び第23条の3の規定に基づき、必要事項を記載した届出書を提出させること。	施行規則第23条の2、23条の3
	規約における加入者の定めについては、規約が引用する労働協約等から正確に引用すること。	法第6条
年金給付に関する事項	裁定請求の際は、規約に基づき添付すべき書類を添付させること。	施行規則第33条
財務及び会計に関する事項	出納員が交替した場合は、引継書を作成する等、適正に引継ぎを行うこと。	財務及び会計規程
	手持ち現金が財産及び会計規程で定められた金額を超えていたため、規程に定められた取扱とすること。	財務及び会計規程
	出納事務に関し、複数人の役職員で確認し相互牽制を図ること。	財務及び会計規程
	確定給付企業年金法施行規則第110条において、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならないとされているところ、掛金収入をまとめて経理しているので改めること。	施行規則第110条
業務概況の周知に関する事項	加入者等に対し、業務概況を周知すること。	法第73条
	加入者等に対する業務概況の周知は、規約の規定（周知する事項及び周知する方法）のとおり行うこと。	当該基金規約
	規約の変更の認可を受けたとき、又は規約の変更の届出をしたときは、確定給付企業年金法第16条及び第17条の規定に基づき、遅滞なく、基金の規約を実施事業所に使用される加入者に周知すること。	法第16条及び第17条
基金組織（代議員・理事・監事等）の運営に関する事項	代議員会の招集は、規約に基づき公告すること。	当該基金規約
	代議員会の招集は、規約に基づき招集すること。	当該基金規約
	理事会の表決については、規程に定められた方法で行うこと。	理事会運営規程
	理事長が専決処分を行ったときは、次の代議員会において報告し、その承認を求めること。	施行令第12条第5項
	理事は、管理運用業務に関する意思決定を理事会において行うこと。	ガイドライン
	確定給付企業年金法第22条の規定において、理事長に事故があったとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定すること。	法第22条
	監事は、監督官庁からの認可書、承認書、通知書その他の文書の回付を受けること。	事業運営基準
	監事は、企業年金基金監事監査規程要綱に基づき、全ての事項について適正に監査を実施すること。また、監査結果通知を理事長に通知すること。	法第22条、事業運営基準
資産運用に関する事項	確定給付企業年金法施行規則第83条第4項の規定により、運用の基本方針と整合的な運用指針を作成し運用受託機関に交付すること。	施行規則第83条第4項
	確定給付企業年金法施行令第46条の規定により、積立金の管理及び運用に関する業務を執行する理事を置くこと。	施行令第46条
	政策的資産構成割合について、規約第85条において、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならないとされているところ、貴基金においては、未策定であるため策定すること。	施行規則第84条
その他	資産管理運用機関等が規約と相違しているため、実態に基づき必要な措置を講ずること。	法第7条
	実施事業所の就業規則が改定されているが、同規則の変更内容が規約に反映されていないことから、必要な手続を経て、規約変更の手続きをすること。	法第6条
	理事長の就退任（再任を含む）があった場合は、確定給付企業年金法施行規則第19条の規定に基づき、遅滞なく厚生局長に届け出ること。	施行規則第19条
	職員の事務分掌を明確にすること。	事業運営基準
	事業運営基準において、福祉事業を実施するに当たっては、規程を定める等により、適正かつ効率的な運営が行われるよう措置する必要があるとされている。基金においては、当規程の策定等がされておらず、適正かつ効率的な運営が行われるよう措置されていることが確認できないことから、改善すること。	事業運営基準
	実施事業所の所在地が規約と監査資料とで相違しているため、必要な措置を講ずること。	法第7条